

## 第 4 章 土壤污染对策

## I 概要

市における土壤汚染に対する取組みは、平成15年2月15日から施行された「土壤汚染対策法」（以下「土対法」という。）及び平成12年12月20日から施行している条例に基づき、事業者又は土地の所有者に対して、土壤調査及び汚染土壤の処理対策等の実施並びにその結果等の報告についての指導・助言を行っている。

平成23年度においては、土対法及び条例に基づき242件（法109件、条例133件）の土壤調査及び処理対策について指導・助言を行った。

## II 背景

わが国の土壤汚染の歴史は古く、明治10年頃には、足尾銅山鉱毒問題により渡良瀬川流域の農用地において大規模な作物被害が発生し、大きな社会問題となり、農用地の土壤汚染問題が国民的な関心を集めた。近年は、生活水準の高度化、産業活動の活発化等に伴い、新たな化学物質による環境汚染に対する懸念に関連して土壤汚染に対する関心が高まっている。また、工場、事業場の跡地の再開発等に伴い、過去に蓄積した有害物質による土壤汚染問題の発生が懸念されている。

国における土壤汚染対策は、昭和45年に「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」を制定するとともに、「公害対策基本法」の一部を改正し、典型7公害の一つとして新たに「土壤の汚染」が追加され、土壤の汚染についても環境基準を定めることとなった。しかしながら、当時は、農用地の土壤汚染対策の促進が急務であったこと、市街地における土壤汚染の知見が十分でなかったこと等から環境基準の設定には至らなかった。近年、市街地において、過去に蓄積した有害物質を含む土壤の存在が明らかになる事例が増加していることから、今日的な視点に立ち、平成3年8月に「土壤の汚染に係る環境基準」（以下「土壤環境基準」という。）を告示した。土壤環境基準については、平成6年2月に一部を改正し、対象物質の追加及び基準値の見直し等を行った。また、調査及び対策については、環境庁は平成6年11月に重金属等に係る土壤汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壤・地下水汚染調査・対策暫定指針（以下「平成6年指針」という。）を都道府県・政令市に通知した。また、平成11年1月には、平成6年指針を全面的に改正し、「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」（以下「平成11年指針」という。）を通知した。

しかし、法制度がないことから、土壤汚染対策の確立への社会的要請が強まり、平成14年1月に中央環境審議会から、「今後の土壤環境保全対策の在り方について」答申がなされ、これを踏まえ、「土壤汚染対策法案」を取りまとめ、平成14年2月15日に閣議決定、通常国会で審議された後、5月22日に土対法が制定、29日に公布された。また、土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「令」という。）が平成14年11月13日に、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）が平成14年12月26日に公布され、平成15年2月15日から土対法が施行された。その後、土対法の施行後に生じた課題を解決するために、土対法が一部改正され、平成22年4月1日から施行された。

本市では、土壤を重要な環境要素としてとらえ、土壤汚染対策の新たな施策の展開を図るため、平成5年2月に川崎市公害対策審議会に「川崎市における土壤汚染対策のあり方につ

いて」諮問し、平成5年4月に同審議会から答申を得た。この答申を踏まえ、事業者及び土地所有者の責務を定めた要綱を制定し、平成5年7月1日に施行した。平成7年5月の土壤環境基準の一部改正及び平成6年指針の通知、また、平成11年指針の通知に併せて、それぞれ要綱の一部を改正した。

平成11年度の条例改正作業において、要綱の規定を条例に取り入れ、平成11年12月24日に条例を公布、平成12年12月20日から施行した。条例の施行に伴い要綱を廃止し、条例に基づき事業者等に対し、指導・助言を行ってきたが、土対法が施行されたことに伴い、従前の条例で行ってきた調査方法及び対象物質等が異なることから、土対法との整合性を図るため、条例の一部を改正し、平成16年10月1日から施行した。さらに、平成22年4月1日に土対法が一部改正されたことに伴い、土対法と条例の対象地が重複する土地が生じる等の課題が発生した。また、土壤汚染対策の充実を図るために平成22年6月に川崎市環境審議会に「今後の土壤汚染対策のあり方について」諮問し、平成22年11月に同審議会から答申を得た。この答申を踏まえ、条例の一部を改正し、土対法の適用を受けた場合については条例の適用を除外する規定を、平成23年3月24日から施行した。また、土対法の形質変更時要届出区域に指定された区域に管理の義務を課す規定を、平成23年10月1日から施行した。

#### IV 土壤汚染対策の推進状況

##### 1 土対法による指導状況

平成15年2月15日施行された土対法に基づき、土地所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）に対して、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用の廃止時及び土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある時に、土壤汚染状況調査及び土地の形質変更等の届出について指導・助言を行っている。また、土対法の一部改正に伴い、一定規模以上（3,000m<sup>2</sup>）の土地の形質の変更をする場合には届出が必要になったこと、及び汚染が確認された場合に規制区域の指定の申請が可能になったため、これらについても指導・助言を行っている。

##### (1) 土対法の主旨

土対法の目的は、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することである。その施策としては、土地所有者等が汚染の可能性の高い土地について、土地利用の変更等の機会をとらえて、土壤汚染状況調査を実施するとともに、土壤汚染が判明し、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合は、必要な措置を講じることである。

対象とする土地は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地及び一定規模以上の土地の形質の変更の際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認める土地、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地を対象としている。

土対法の対象となる物質（以下「特定有害物質」という。）は、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもので、特定有害物質が含まれる

汚染土壌を直接摂取することによる健康影響及び特定有害物質が含まれる汚染土壌からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等を摂取することによる健康影響から25項目を選定した。

土壌汚染状況調査等により一定の基準に適合しない汚染状態にあることに加え、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがない場合には形質変更時届出区域に、それぞれ区分して指定する。また、要措置区域については、都道府県知事が健康被害の防止のために必要な措置を指示する。

土壌汚染状況調査等により汚染が確認され、形質変更時届出区域に指定された土地について、形質の変更をしようとする場合及び土壌を搬出する場合には、事前に届け出ることが必要となっている。また、一定規模以上（3,000m<sup>2</sup>）の土地の形質の変更をする場合にも、事前に届け出ることとなっている。さらに汚染土壌の適正処理の確保に関する規定に伴い、汚染土壌処理施設の許可制度が設けられている。

## (2) 土対法の運用状況

平成23年度に土対法に基づき、土地所有者等から提出された土壌汚染状況調査及び土地の形質変更等に係る報告書は109件で、内訳は次のとおりであった。

土壌汚染状況調査結果報告書は2件、指定の申請書は9件、土対法第3条第1項ただし書の確認申請書（調査の一時的免除）22件であった。また、一定規模以上の土地の形質の変更届出書は35件、形質変更時届出区域内における土地の形質の変更届出書は18件、形質変更完了の報告は8件であった。（表IV 1 - 1）

地区別では川崎区が44件、幸区が31件、中原区が15件、高津区が5件、宮前区が1件、多摩区が5件、麻生区が8件であった。（表IV 1 - 2）

平成23年度に、新たに判明した汚染は9件であった。（表IV 1 - 3、表IV 1 - 4）

表IV 1 - 1 土対法に基づく報告件数(平成19年度～平成23年度)

(単位:件)

種 類	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
状況調査結果	1	4	9	1	2	17
指定の申請書	-	-	-	5	9	14
一定規模以上の形質の変更	-	-	-	41	35	76
経過措置	2	1	2	-	-	5
第3条第1項ただし書	15	21	25	14	23	98
形質変更届出	0	5	2	10	18	35
形質変更完了	1	0	2	4	8	15
区域外搬出届出書	-	-	-	5	13	18
区域外搬出変更届出書	-	-	-	0	1	1
土地利用方法変更届出	0	0	0	2	0	2
利用状況報告	0	1	0	-	-	1
承継届出書	0	2	1	2	0	5
合計	19	34	41	84	109	287

表IV1-2 土対法に基づく報告件数(平成23年度)

(単位:件)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
状況調査結果	2	0	0	0	0	0	0	2
指定の申請書	6	3	0	0	0	0	0	9
一定規模以上の形質の変更	10	3	4	5	1	5	7	35
第3条第1項ただし書	15	7	0	0	0	0	1	23
形質変更届出	6	7	5	0	0	0	0	18
形質変更完了	1	4	3	0	0	0	0	8
区域外搬出届出書	4	6	3	0	0	0	0	13
区域外搬出変更届出書	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	44	31	15	5	1	5	8	109

表IV1-3 土対法に基づく調査での汚染判明件数(平成19年度~平成23年度)

(単位:件)

区名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
川崎区	0	1	1	1	7	10
幸区	0	0	0	2	2	4
中原区	0	0	1	2	0	3
高津区	0	1	0	0	0	1
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	1	0	0	1
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計	0	2	3	5	9	19

表IV1-4 土対法に基づく調査での汚染判明物質(平成19年度~平成23年度)

(単位:件)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計	
(第1種特定有害物質)	揮発性有機化合物	四塩化炭素	0	0	0	0	0	0
		1,2-ジクロロエタン	0	0	0	0	0	0
		1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0	0	0	1	0	1
		1,3-ジクロロプロペン	0	0	0	0	0	0
		ジクロロメタン	0	0	0	0	0	0
		テトラクロロエチレン	0	0	0	1	2	3
		1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0
		1,1,2-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0
		トリクロロエチレン	0	1	0	1	1	3
		ベンゼン	0	0	0	0	0	0
		(第2種特定有害物質)	重金属等	カドミウム及びその化合物	0	0	0	0
六価クロム化合物	0			1	0	0	1	2
シアン化合物	0			0	0	0	0	0
水銀及びその化合物	0			1	0	0	1	2
セレン及びその化合物	0			0	0	0	0	0
鉛及びその化合物	0			1	1	3	4	9
砒素及びその化合物	0			0	0	1	4	5
ふっ素及びその化合物	0			1	3	4	7	15
ほう素及びその化合物	0	1	1	1	2	5		
(第3種特定有害物質)	農薬等	シマジン	0	0	0	0	0	0
		チウラム	0	0	0	0	0	0
		チオベンカルブ	0	0	0	0	0	0
		PCB	0	0	0	0	0	0
		有機りん化合物	0	0	0	0	0	0
合計		0	6	5	12	22	45	

※20年度のトリクロロエチレンはみなし汚染。その後の調査で汚染が無いことが判明したため、指定区域の一部解除を行った。

(3) 土対法に基づく要措置区域等の状況

土対法に基づく土壤汚染状況調査及び指定の申請書の結果、基準に適合しない場合は、その区域は要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下、「要措置区域等」という。）として指定・公示されることになっている。要措置区域等は台帳に掲載され閲覧に供されるとともに、インターネットに掲載をしている。なお、汚染土壤が除去されると指定は解除される。平成23年度に新たに要措置区域等に指定した場所は9件であり、いずれも形質変更時要届出区域であった。平成23年度末までの要措置区域等の状況は次のとおりである。（表IV 1－5）

表IV 1－5 要措置区域等の指定・解除状況（平成15年2月15日～平成24年3月31日）

No.	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	要措置区域等に指定する際、基準を超過した特定有害物質	備考
指-1	宮前	宮崎4丁目1番の1の一部	平成16年7月9日	—	平成16年12月2日	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-2	幸	柳町70番の1の一部	平成16年9月28日	—	平成17年9月21日	B	法3条調査の結果に基づく指定
指-3	幸	柳町70番の1の一部	平成17年9月16日	—	平成18年8月11日	B	法3条調査の結果に基づく指定
指-4	川崎	日ノ出二丁目14-3の一部	平成18年11月15日	—	平成19年2月15日	Pb	法3条調査の結果に基づく指定
指-5	中原	上丸子古川通1194番5の一部	平成19年2月19日	—	平成19年7月17日	Pb、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-6	川崎	港町1番の一部	平成20年8月14日	—	平成21年7月21日	B	法3条調査の結果に基づく指定
指-7	高津	久地3丁目788番1の一部	平成20年8月14日	平成20年12月22日 (TCEの基準不適合区画)	平成21年6月9日	Cr6+、Hg、Pb、F、TCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-8	川崎	殿町3丁目27番1,2,3,4の一部	平成21年12月21日	—	平成22年5月26日	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-9	中原	市ノ坪386-5の一部	平成22年2月19日	—	平成23年11月28日	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-10	多摩	登戸字矣耕地3816番13、3820番8の一部/和泉字西南河原3657番23の一部/登戸字矣耕地3816番39の一部	平成22年3月31日	—	平成22年11月1日	Pb、F、B	法3条調査の結果に基づく指定
指-11	中原	中丸子1270-1の一部	平成22年6月1日	平成23年5月25日	—	PCE、cis-1,2-DCE、TCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-12	中原	新丸子東三丁目473-7,473-16,473-17,479-1,944-19,944-20,945-1,945-3,940-5,944-13,944-15の一部	平成22年9月30日	—	平成23年10月21日	F	法14条に基づく申請による指定
指-13	川崎	扇町3-1の一部	平成22年12月24日	平成23年2月16日 (Pbの基準不適合区画)	平成23年2月25日	Pb、F	法14条に基づく申請による指定
指-14	幸	堀川町72番34/中幸町3丁目27番5、27番6の一部	平成23年1月26日	—	平成23年5月25日	Pb、F、B	法14条に基づく申請による指定
指-15	幸	南幸町3丁目149-2、149-3、149-4の一部	平成23年2月16日	—	—	Pb、F、As	法14条に基づく申請による指定
指-16	幸	小倉1645番1、1646番、1647番1、1647番2、1647番3の一部	平成23年4月14日	—	—	F、As	法14条に基づく申請による指定
指-17	幸	河原町1番36,37,48,49,60の一部	平成23年5月16日	—	—	Pb	法14条に基づく申請による指定
指-18	川崎	塩浜2丁目22番1,12,13,14の一部	平成23年5月25日	—	—	Pb、F、B	法3条調査の結果に基づく指定
指-19	川崎	小田栄2丁目1番1の一部	平成23年5月31日	—	—	Pb、F、B、As、TCE	法14条に基づく申請による指定
指-20	川崎	殿町3丁目25番1,70の一部	平成23年6月10日	—	—	F、As	法14条に基づく申請による指定
指-21	川崎	水江町1番43の一部	平成23年7月6日	—	—	F	法14条に基づく申請による指定
指-22	川崎	渡田新町2丁目63-4の一部	平成23年9月6日	—	平成23年12月28日	PCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-23	川崎	大川町4番1、5番1、5番2の一部	平成23年10月12日	—	—	PCE、Pb、F、Cr6+、As、Hg	法14条に基づく申請による指定
指-24	川崎	千鳥町5-43の一部	平成24年3月8日	—	—	F	法14条に基づく申請による指定

CO4：四塩化炭素、1,2-DCA：1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE：1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE：cis-1,2-DCE、1,3-DCP：1,3-ジクロロプロパン、DCM：ジクロロメタン、PCE：PCE、1,1,1-TCA：1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCA：1,1,2-トリクロロエタン、TCE：TCE、Bz：ベンゼン、Cd：カドミウム、Cr6+：Cr6+、CN：シアン、Hg：Hg、Se：セレン、Pb：鉛、As：As、F：ふっ素、B：B、PCB：ポリ塩化ビフェニル、

## 2 条例による指導状況

市では、条例に基づき、事業者又は土地の所有者に対して、土壌調査及び汚染土壌の処理対策等の実施並びにその結果等の報告についての指導・助言を行っている。

### (1) 条例の主旨

条例の目的は、土壌汚染対策を推進することにより、公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、現在及び将来の市民の健康を保護するとともに安全な生活環境を確保することである。その施策としては、事業者又は土地の所有者が、工場又は事業場（以下、「工場等」という。）の移転若しくは廃止又は再開発等の機会をとらえて、土壌調査を実施するとともに、土壌の汚染が判明した場合は、汚染土壌の処理対策を実施することである。

対象とする土壌は、工場等の敷地の土壌の外に、汚染土壌の搬出による二次汚染を防止するため、工場等の建設工事等で敷地外へ搬出するものも対象としている。

対象物質は、土壌環境基準に溶出量基準が設定されている24項目としたが、条例施行に伴い、対象物質にダイオキシン類を追加して25項目とした。

また、土壌環境基準にふっ素及びほう素が追加されたことから、平成14年7月1日から対象物質にふっ素及びほう素を追加して27項目とした。

なお、平成15年2月15日から土対法が施行されたことに伴い、土対法との整合性を図るため、平成16年10月1日から従前の条例の調査方法、基準等を改正した。

また、平成22年4月1日に土対法が一部改正されたことに伴い、土対法と条例の対象地が重複する土地が生じる等の課題が発生したことから、条例の一部を改正し、土対法の適用を受けた場合については条例の適用を除外する規定を、平成23年3月24日から施行した。また、土対法の形質変更時要届出区域に指定された区域に管理の義務を課す規定を、平成23年10月1日から施行した。

汚染土壌の処理は、汚染の程度により土壌の処理対策選定基準に基づき、汚染土壌及び汚染地下水の除去、遮断工対策（溶出量基準値Ⅱ超過土壌（重金属等））、遮水工対策（溶出量基準値Ⅰ～Ⅱの間の土壌）、覆土・植栽工対策（含有量基準値超過土壌）等を実施することとなっている。

### (2) 条例の運用状況

平成23年度に条例に基づき、事業者又は土地所有者から提出された土壌調査に係る報告書「資料等調査結果報告書」、「土壌調査等（詳細調査）結果報告書」、「土壌調査等（搬出土壌調査）結果報告書」及び汚染土壌の処理対策に係る報告書「汚染土壌等処理対策実施計画書」、「汚染土壌等処理対策実施報告書」、「汚染土壌等管理実施計画書」の件数は133件であった。（表Ⅳ2-1）

表IV2-1 条例に基づく土壌調査及び処理対策に係る報告件数  
(平成19年度～平成23年度)

(単位:件)

種類 \ 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
資料等調査	48	33	40	29	51	201
詳細調査	21	15	23	14	21	94
搬出土壌調査	28	25	11	49	28	141
合計	97	73	74	92	100	436
計画書	26	24	12	35	15	112
実施報告書	30	25	15	27	17	114
管理計画書	—	—	—	—	1	1
合計	56	49	27	62	33	226
総計	153	122	101	154	133	662

ア 土壌調査

平成23年度に提出された土壌調査報告書の件数は101件であった。(表IV2-2)

調査種類別では、資料等調査が51件、詳細調査が21件、搬出土壌調査が28件であった。

地区別では川崎区が70件、幸区が5件、中原区が7件、高津区が11件、宮前区が0件、多摩区が2件、麻生区が5件であった。

なお、平成23年度に新たに汚染が判明したのは14件で、川崎区が12件、幸区が1件、中原区が1件、高津区が0件、宮前区が0件、多摩区が0件、麻生区が0件であった。(表IV2-3)

汚染判明物質別でみると、「ふっ素及びその化合物」、「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」等であった。(表IV2-4)

表IV2-2 条例に基づく土壌調査結果報告件数(平成23年度)

(単位:件)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
資料等調査	33	2	4	8	0	1	3	51
詳細調査	10	3	3	2	0	1	2	21
搬出土壌調査	27	0	0	1	0	0	0	28
合計	70	5	7	11	0	2	5	100

表IV2-3 条例に基づく調査での汚染判明件数(平成23年度新規案件分)

(単位:件)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
件数	12	1	1	0	0	0	0	14



表IV2-4 条例に基づく調査での汚染判明物質(平成19年度～平成23年度)

(単位:件)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計	
(第1種特定有害物質)	揮発性有機化合物	四塩化炭素	1	1	0	0	0	2
		1,2-ジクロロエタン	0	1	0	0	0	1
		1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0
		シス-1,2-ジクロロエチレン	5	1	0	1	1	8
		1,3-ジクロロプロペン	0	0	0	0	0	0
		ジクロロメタン	0	1	0	0	0	1
		テトラクロロエチレン	3	1	1	1	0	6
		1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0
		1,1,2-トリクロロエタン	0	1	0	0	0	1
		トリクロロエチレン	6	4	0	2	1	13
		ベンゼン	2	1	2	2	0	7
(第2種特定有害物質)	重金属等	カドミウム及びその化合物	0	0	1	1	0	2
		六価クロム化合物	5	2	0	1	1	9
		シアン化合物	0	1	1	1	2	5
		水銀及びその化合物	2	3	0	2	0	7
		セレン及びその化合物	1	2	0	4	2	9
		鉛及びその化合物	21	9	5	15	8	58
		砒素及びその化合物	10	9	3	11	3	36
		ふっ素及びその化合物	13	11	6	18	8	56
		ほう素及びその化合物	2	0	0	1	0	3
		(第3種特定有害物質)	農薬等	シマジン	0	0	0	0
チウラム	0			0	0	0	0	0
チオベンカルブ	0			0	0	0	0	0
PCB	0			0	1	0	0	1
有機りん化合物	0			0	0	0	0	0
その他		ダイオキシン類	3	0	0	0	0	3
合計		74	48	20	60	26	228	

## (ア) 資料等調査

資料等調査は、過去からの有害物質の取扱いの有無及び管理状況、土地利用の経歴等を調査し、汚染の可能性を把握するものである。条例の特定有害物質等の取扱状況、土地利用の経歴及び資料等調査における簡易な土壌調査等から、土壌汚染のおそれがないため、資料等調査で土壌調査は終了となる場合がある。

## (イ) 詳細調査

詳細調査は、表層土壌調査、ボーリング調査及び地下水調査により、汚染の有無、汚染範囲、汚染土量等を把握するものである。条例に規定する土壌汚染に関する基準(以下、「条例基準」という。)に適合しない汚染が認められた場合は、汚染土壌の処理対策を実施する必要がある。

## (ロ) 搬出土壌調査

搬出土壌調査は、土壌汚染のおそれのある土壌を建設工事等で敷地外に搬出する場合に、搬出する土壌の汚染状態を把握するものである。条例基準に適合しない汚染が認められた場合は、土壌の搬出に併せて汚染土壌の処理対策を実施する必要がある。

### イ 汚染土壌の処理対策

平成23年度に提出された汚染土壌の処理対策に関する報告書の件数は32件であった。

種類別では、計画書が15件、処理対策実施報告書が17件であった。（表IV 2 - 5）

表IV 2 - 5 条例に基づく処理対策報告件数(平成23年度)

(単位:件)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
計画書	11	1	3	0	0	0	0	15
実施報告書	11	1	2	1	2	0	0	17
合計	22	2	5	1	2	0	0	32

### ウ 汚染土壌等の管理

処理対策を早期に実施することができない場合は、特定有害物質等による土壌又は地下水の汚染の、人による摂取を防止するため及び拡散を防止するために必要な管理を実施する必要がある。

また、土対法の形質変更時要届出区域に指定された区域についても、当面、区域の指定が継続される場合には、条例施行規則第72条の2の規定に基づき管理を実施する必要がある。

平成23年度に提出された汚染土壌等の管理計画書の件数は1件であった。（表IV 2 - 6）

表IV 2 - 6 条例に基づく汚染土壌等の管理報告件数(平成23年度)

(単位:件)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
管理計画書	1	0	0	0	0	0	0	1

### (3) 条例に基づく土壌調査結果等の公表状況

汚染状況の公表の規定が施行された、平成16年10月1日以降に行った条例に基づく土壌調査の結果、基準に適合しない場合は、市でその結果を公表している。土壌調査結果等について台帳に掲載され閲覧に供されるとともに、インターネットに掲載をしている。なお、対策が完了すると台帳等から削除される。平成23年度末までの公表状況は次のとおりである。（表IV 2 - 7）

表IV2-7 条例に基づく土壌調査等の結果の公表状況(平成16年度～平成23年度)

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した 特定有害物質等	※詳細 ・搬出	備考
16-1	麻生	上麻生1-11-1,2	平成16年10月28日	平成17年5月11日	Hg、Pb、As、	詳細	
16-2	幸	塚越4-345-1	平成16年11月17日	平成17年3月25日	F、	詳細	
16-3	中原	今井西町147	平成16年12月16日	平成17年4月19日	Cr <sup>6+</sup> 、As、	搬出	
16-4	川崎	下並木14	平成16年12月3日	平成17年12月5日	Hg、	詳細	
16-5	幸	塚越3-474-2	平成17年3月7日	平成17年7月15日	Pb、As、	搬出	
16-6	川崎	鈴木町1-1	平成17年3月14日	平成17年10月26日	Pb、	搬出	
16-7	中原	上丸子山王町2-1202,1202-5	平成17年3月3日		Cr <sup>6+</sup> 、	詳細	応急対策済
17-1	川崎	水江町4-1	平成17年4月1日		TCE、Pb、	詳細	応急対策済
17-2	幸	中幸町3-27-2	平成17年2月28日	平成17年12月9日	Pb、	詳細	
17-3	川崎	港町12-1	平成17年5月27日	平成17年12月13日	Pb、	詳細	
17-4	川崎	水江町4-2	平成17年5月27日	平成17年8月9日	F、	詳細	
17-5	麻生	片平666-1	平成17年3月31日	平成18年2月28日	cis-1,2-DCE、PCE、	詳細	
17-6	川崎	鈴木町1-2	平成17年6月17日	平成17年12月2日	CCl <sub>4</sub> 、PCE、Hg、Pb、As、 F、B、	搬出	
17-7	麻生	下麻生字亀井93-1,95-1,96-1	平成17年6月20日	平成17年11月28日	Hg、Pb、As、F、	詳細	
17-8	中原	今井上町56番地	平成17年4月22日	平成17年12月9日	CCl <sub>4</sub> 、Pb、As、F、	詳細	
17-9	幸	堀川町72番地	平成17年2月7日	平成17年12月26日	Pb、As、F、	搬出	
17-10	高津	末長24番10他	平成17年8月5日	平成17年12月6日	Pb、	詳細	
17-11	幸	柳町70番地	平成17年9月2日	平成19年1月12日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、 Cr <sup>6+</sup> 、Hg、Se、Pb、As、F、	詳細	
17-12	高津	末長1414	平成17年10月7日	平成18年2月10日	Pb、As、	搬出	
17-13	川崎	扇町6-8	平成17年10月25日		Pb、As、F、	詳細	応急対策済
17-14	川崎	富士見2-5-12	平成17年11月9日		PCB、	詳細	自社保管
17-15	川崎	扇町5-1	平成17年11月9日	平成19年5月2日	Se、Pb、As、	搬出	
17-16	幸	堀川町72	平成17年2月24日	平成20年8月26日	Hg、Pb、As、F、	搬出	
17-17	川崎	四谷下町19-12,19-13,19-41,19-42	平成17年6月21日	平成17年10月26日	PCE、	詳細	
17-18	幸	戸手町1-4-15	平成17年8月24日	平成17年10月21日	Bz、	詳細	
17-19	川崎	渡田新町3-6-15	平成17年12月20日	平成18年8月24日	cis-1,2-DCE、PCE、	詳細	
17-20	川崎	追分町2-2	平成17年12月21日	平成18年3月3日	Cr <sup>6+</sup> 、Pb、	詳細	
17-21	中原	下沼部1810	平成18年2月6日	平成18年6月1日	Se、F、	詳細	
17-22	多摩	登戸3816番地	平成18年2月22日	平成22年11月1日	Pb、F、B、	詳細	
17-23	高津	末長1116	平成18年3月10日	平成18年11月20日	cis-1,2-DCE、CN、Pb、 As、F、	詳細	
17-24	幸	大宮町28番7,28番17,28番18	平成18年3月9日	平成18年6月28日	Pb、	詳細	
18-1	麻生	片平667	平成18年4月3日	平成18年4月19日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、	詳細	
18-2	中原	中丸子155-1	平成18年4月18日	平成21年2月24日	Hg、	詳細	
18-3	幸	鹿島田字向島760番2他	平成18年4月17日	平成18年9月8日	Pb、F、	詳細	
18-4	中原	小杉町3丁目435番地	平成18年4月25日	平成18年9月25日	Hg、Pb、As、F、	詳細	
18-5	高津	千年新町26-10	平成18年4月27日	平成18年7月10日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、	詳細	
18-6	宮前	東有馬2-1-22	平成18年5月22日	平成18年11月7日	PCE、	詳細	
18-7	川崎	鈴木町1-1	平成18年6月12日	平成18年9月29日	As、	搬出	
18-8	川崎	鈴木町1-1	平成18年6月12日	平成18年9月29日	As、	搬出	
18-9	川崎	千鳥町1-1	平成18年6月15日	平成19年5月7日	1,2-DCE、Bz、Pb、As、F、	搬出	
18-10	川崎	田島町23-1	平成18年6月29日	平成19年4月10日	F、	搬出	
18-11	川崎	水江町4-1	平成18年7月21日	平成19年5月22日	Cr <sup>6+</sup> 、Hg、Pb、As、F、	詳細	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した 特定有害物質等	※詳細 ・搬出	備考
18-12	高津	下野毛3-16-1	平成18年9月1日		PCE、TCE、Pb、As、 cis-1,2-DCE、	詳細	応急対策済
18-13	幸	小倉1655	平成18年9月13日		cis-1,2-DCE、TCE、CN、	詳細	
18-14	川崎	鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年3月27日	PCE、Hg、Pb、As、F、	搬出	
18-15	川崎	鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年1月9日	As、	搬出	
18-16	川崎	鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年2月22日	As、	搬出	
18-17	中原	中丸子新宿耕地13-2他	平成18年10月31日	平成20年7月22日	Cr <sup>6+</sup> 、CN、Se、Pb、As、F、 B、PCB、	詳細	
18-18	中原	中丸子新宿耕地35-4他	平成18年10月31日	平成20年7月22日	cis-1,2-DCE、TCE、Cr <sup>6+</sup> 、 CN、Pb、As、F、B、	詳細	
18-19	中原	中丸子新宿耕地73-2他	平成18年10月31日	平成20年2月14日	Hg、Se、Pb、As、F、	詳細	
18-20	川崎	元木2-2-22	平成18年11月21日	平成19年5月31日	Pb、F、	詳細	
18-21	川崎	水江町4-1	平成18年12月27日		Cr <sup>6+</sup> 、Hg、Pb、F、	詳細	一部対策済
18-22	川崎	扇町5番1号	平成19年1月5日	平成19年5月2日	Se、Pb、As、	搬出	
18-23	中原	小杉町3丁目414-4,414-5の一部 他51筆の一部	平成19年1月19日		Pb、F、	詳細	一部対策済
18-24	中原	下沼部1753	平成19年1月25日	平成19年7月3日	Cd、Se、	詳細	
18-25	中原	下沼部1753	平成19年2月22日	平成19年7月3日	Se、As、F、	搬出	
18-26	川崎	藤崎3-5-1	平成19年2月26日		Pb、	詳細	
18-27	幸	柳町72-1他	平成19年2月26日	平成19年11月2日	cis-1,2-DCE、Pb、F、	詳細	
18-28	川崎	浮島町7-1	平成19年3月2日		PCE、TCE、	詳細	
18-29	高津	新作5-548-3	平成19年3月2日	平成19年4月16日	Pb、F、	詳細	
18-30	川崎	鈴木町1-1	平成19年3月20日	平成19年8月20日	DXN、	搬出	
19-1	川崎	駅前本町11-1	平成19年4月6日	平成19年6月11日	PCE、	詳細	
19-2	高津	北見方1丁目22番14号	平成19年4月13日	平成19年7月31日	TCE、Cr <sup>6+</sup> 、Se、As、	詳細	
19-3	川崎	小田栄2-3-1	平成19年4月27日	平成23年5月31日	TCE、Pb、As、F、B、	詳細	※2
19-4	多摩	栢形6丁目1番1号	平成19年5月17日	平成20年4月22日	Pb、	搬出	
19-5	川崎	鈴木町1番2号	平成19年4月27日	平成20年6月2日	CCl <sub>4</sub> 、TCE、Bz、Pb、B、	搬出	
19-6	麻生	王禅寺1285番地ほか	平成19年5月29日	平成20年4月22日	Pb、DXN、	詳細	
19-7	川崎	扇町8番3号	平成19年6月1日	平成21年2月19日	Pb、F、	詳細	
19-8	中原	市ノ坪284	平成19年6月13日	平成19年8月2日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、	詳細	
19-9	川崎	京町3丁目26番地	平成19年6月22日	平成20年2月27日	Cr <sup>6+</sup> 、Pb、F、	詳細	
19-10	宮前	犬蔵3-8	平成19年7月3日	平成21年4月30日	Pb、As、F、	詳・搬	
19-11	幸	堀川町72	平成19年8月8日	平成19年11月20日	Pb、F、	搬出	
19-12	川崎	田町3-10-1	平成19年8月22日	平成19年10月24日	Pb、As、F、	詳細	
19-13	川崎	扇町5番1号	平成19年8月29日	平成20年2月27日	Pb、	搬出	
19-14	中原	新丸子東3丁目928-1,929-1,930	平成19年9月11日	平成20年2月27日	Pb、	詳細	
19-15	川崎	鈴木町1番1号	平成19年9月21日	平成20年1月10日	Cr <sup>6+</sup> 、	搬出	
19-16	川崎	鈴木町1番1号	平成19年9月21日	平成20年2月27日	As、	搬出	
19-17	川崎	鈴木町1番1号	平成19年9月21日	平成20年2月27日	As、	搬出	
19-18	多摩	登戸3819番地	平成19年10月18日	平成19年12月17日	Pb、DXN、	搬出	
19-19	幸	塚越3丁目484番地	平成19年11月27日	平成20年5月15日	Pb、	詳細	
19-20	中原	中丸子1225番地	平成19年12月4日	平成20年10月23日	cis-1,2-DCE、	詳細	
19-21	川崎	水江町1番43、45他	平成20年1月30日	平成20年12月26日 平成21年2月6日	Hg、Pb、F、	詳細	
19-22	川崎	扇町8番3号	平成20年1月31日	平成21年11月17日	Pb、F、	詳細	
19-23	川崎	鈴木町1番1号	平成20年2月7日	平成20年7月2日	Pb、As、	搬出	
19-24	幸	鹿島田字田尻1082-1	平成20年2月8日	平成21年4月23日	Cr <sup>6+</sup> 、Pb、DXN、	詳細	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した 特定有害物質等	※詳細 ・搬出	備考
19-25	宮前	東有馬2-39	平成20年2月19日	平成23年5月30日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、 Bz、F、	詳・搬	
19-26	中原	上小田中4-1-1	平成20年3月6日	平成20年6月13日	cis-1,2-DCE、Pb、As、F、	搬出	
19-27	高津	溝口5丁目13-18	平成20年3月12日	平成20年7月3日	F、	搬出	
19-28	中原	下沼部1753	平成20年3月21日	平成22年12月15日	cis-1,2-DCE、TCE、Hg、 Pb、	搬出	
20-1	川崎	桜本1丁目2-20	平成20年3月17日	平成20年11月28日	Pb、As、F、	詳細	
20-2	幸	小倉1658番	平成20年3月25日	平成20年10月20日	Cr <sup>6+</sup> 、Pb、As、F、	詳細	
20-3	宮前	有馬1丁目22-18	平成20年5月7日		cis-1,2-DCE、TCE、Pb、	詳細	対策実施中
20-4	中原	苅宿335	平成20年7月17日	平成20年11月7日	Cr <sup>6+</sup> 、F、	搬出	
20-5	幸	南幸町3-20	平成20年8月11日	平成20年10月15日	F、	詳細	
20-6	幸	大宮町31番1、31番27	平成20年8月25日	平成20年10月20日	Pb、	詳細	
20-7	川崎	鈴木町1番2号	平成20年9月11日	平成21年2月19日	TCE、Pb、As、F、	搬出	
20-8	多摩	枳形6丁目1番1号	平成20年9月10日	平成22年3月26日	Hg、Pb、	詳細	
20-9	中原	宮内1-19	平成20年10月1日		F、	詳細	応急対策済
20-10	幸	戸手3-2-13	平成20年10月10日	平成21年1月5日	As、F、	詳細	
20-11	川崎	港町1	平成20年9月12日	平成22年2月17日	TCE、Cr <sup>6+</sup> 、CN、Hg、Pb、 As、F、	詳細	
20-12	川崎	白石町3-1	平成20年11月12日	平成21年3月30日	F、	搬出	
20-13	川崎	浮島町10番8号	平成20年11月20日	平成21年3月10日	As、F、	搬出	
20-14	川崎	鈴木町1番2号	平成20年12月4日	平成21年9月1日	CCl <sub>4</sub> 、1,2-DCE、DCM、 PCE、1,1,2-TCE、 TCE、Bz、Pb、As、F、	搬出	
20-15	川崎	扇町5-1	平成21年1月9日	平成21年4月23日	Se、Pb、As、F、	搬出	
20-16	川崎	扇町5-1	平成21年1月16日	平成22年4月15日	As、	搬出	
20-17	川崎	扇町5-1	平成21年2月16日	平成21年4月23日	Pb、As、	搬出	
20-18	川崎	扇町5-1	平成21年2月26日	平成22年3月30日	Se、Pb、As、F、	搬出	
20-19	川崎	鈴木町1番1号	平成21年3月4日	平成21年4月23日	Hg、	搬出	
21-1	中原	新丸子東3丁目1135番地	平成21年4月14日	平成22年6月16日	PCE、Pb、	詳細	
21-2	中原	今井上町55番1	平成21年6月11日	平成21年8月27日	Pb、	詳細	
21-3	高津	久地3丁目13-1	平成21年6月29日	平成21年8月18日	Cd、F、	詳細	
21-4	川崎	大師本町8丁目5	平成21年7月9日	平成22年1月29日	F、	詳細	
21-5	川崎	浮島町10番3号	平成21年8月7日	平成22年1月29日	As、F、	搬出	
21-6	川崎	扇町12番1号	平成21年10月22日		Bz、Pb、As、	詳細	応急対策済
21-7	川崎	浮島町10番3号	平成22年3月12日	平成22年11月1日	F、	搬出	
21-8	中原	井田2丁目27番1号	平成22年2月24日	平成22年6月7日	Pb、	詳細	
21-9	川崎	塩浜3丁目10番1号	平成22年3月15日		Bz、CN、Pb、As、F、PCB、	詳細	対策実施中
21-10	中原	新丸子東3丁目473他、小杉町3丁目472他	平成22年3月26日	平成23年10月28日	F、	詳細	
22-1	高津	久地853番地1	平成22年4月5日	平成22年12月17日	Cr <sup>6+</sup> 、F、	詳細	
22-2	多摩	登戸字突耕地3816番13他、 和泉字西南河原3657番23の一部	平成22年4月15日	平成22年11月1日	Hg、Pb、F、B、	詳細	
22-3	川崎	浮島町10番3号	平成22年5月13日	平成22年11月1日	F、	搬出	
22-4	中原	市ノ坪386-2,3,4,5、中丸子249-2、 247-1、251-1	平成22年5月27日	平成24年1月5日	Cd、Pb、As、F、PCB、	詳細	
22-5	川崎	浮島町2番1号	平成22年6月8日	平成22年8月17日	F、	搬出	
22-6	川崎	水江町4番1号	平成22年4月21日		Bz、Pb、As、F、	詳細	※2
22-7	川崎	浮島町10番3号	平成22年6月10日	平成22年11月1日	As、F、	搬出	
22-8	中原	下沼部1927-15,17,20,33	平成22年7月7日	平成22年9月9日	TCE、	詳細	
22-9	川崎	扇町8番3号	平成22年7月20日	平成22年10月19日	Pb、F、	搬出	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した特定有害物質等	※詳細・搬出	備考
22-10	中原	市ノ坪160	平成22年7月9日	平成22年12月16日	cis-1,2-DCE、TCE、	搬出	
22-11	川崎	浮島町10番3号	平成22年7月28日	平成22年11月1日	As、F、	搬出	
22-12	川崎	浮島町10番3号	平成22年7月28日	平成22年11月1日	F、	搬出	
22-13	川崎	浮島町2番1号	平成22年7月26日	平成23年3月29日	PCE、F、As、	搬出	
22-14	川崎	浮島町2番1号	平成22年8月30日	平成22年12月9日	F、	搬出	
22-15	川崎	扇町5番1号	平成22年9月1日		Pb、As、	搬出	対策実施中
22-16	川崎	扇町5番1号	平成22年9月1日		As、	搬出	対策実施中
22-17	川崎	鈴木町1番2号	平成22年9月24日	平成22年12月27日	F、	搬出	
22-18	川崎	扇町5番1号	平成22年9月27日		Se、Pb、	搬出	対策実施中
22-19	川崎	扇町8番3号	平成22年9月30日	平成23年3月8日	Pb、F、	詳細	
22-20	川崎	浮島町2番1号	平成22年10月6日	平成23年1月5日	F、	搬出	
22-21	川崎	浮島町2番1号	平成22年10月6日	平成22年12月27日	F、	搬出	
22-22	川崎	千鳥町1番1号	平成22年10月19日	平成23年1月28日	Pb、	搬出	
22-23	川崎	扇町5番1号	平成22年10月22日	平成23年3月29日	Pb、As、	搬出	
22-24	川崎	扇町5番1号	平成22年10月22日		Se、Pb、	搬出	対策実施中
22-25	川崎	千鳥町1番1号	平成22年11月5日		Bz、As、	搬出	対策実施中
22-26	川崎	扇町5番1号	平成22年11月8日		Se、Pb、As、	搬出	対策実施中
22-27	川崎	扇町5番1号	平成22年11月8日	平成23年3月29日	Se、Pb、As、	搬出	
22-28	川崎	千鳥町1番1号	平成23年2月9日	平成23年11月4日	Pb、	搬出	
22-29	川崎	扇町5番1号(土壌発生場所) 大川町5番1号(土壌保管場所)	平成23年2月10日	平成23年9月15日	CN、Hg、Se、Pb、As、F、	搬出	
22-30	川崎	鈴木町1番1号	平成23年2月18日		Pb、	搬出	対策実施中
22-31	川崎	境町10番5号	平成23年3月24日	平成23年4月26日	Pb、	詳細	
23-1	川崎	浮島町2番1号	平成23年6月28日	平成24年1月13日	F、	搬出	
23-2	川崎	大川町5番1号	平成23年8月11日	平成24年1月26日	Se、Pb、As、	搬出	
23-3	川崎	夜光1丁目3番1号	平成23年8月11日	平成24年2月9日	Pb、	搬出	
23-4	川崎	浮島町2番1号	平成23年8月29日	平成23年11月14日	F、	搬出	
23-5	中原	中丸子1283番地	平成23年9月9日		F、	詳細	対策実施中
23-6	川崎	扇町8番3号	平成23年10月27日		Pb、As、F、	搬出	対策実施中
23-7	川崎	浮島町10番3号	平成23年11月28日	平成24年1月18日	F、	搬出	
23-8	川崎	小田4丁目138番2	平成23年1月16日		Cr6+、Pb、F、	詳細	
23-9	川崎	鈴木町1番1号	平成23年1月17日		Pb、	搬出	対策実施中
23-10	川崎	大川町5番1号	平成23年1月18日		Pb、	搬出	
23-11	幸	戸手3丁目1番4号	平成24年2月21日		cis-1,2-DCE、TCE、CN、	詳細	
23-12	川崎	鈴木町1番1号	平成24年2月27日		F、	搬出	対策実施中
23-13	川崎	扇町5番1号	平成24年3月29日		Se、Pb、As、	搬出	
23-14	川崎	桜本1丁目14番8号	平成24年3月21日		CN、Pb、F、	詳細	

(注) 条例で汚染状況の公表の規定が施行された、平成16年10月1日以降の件数を掲載。

※土壌調査等(詳細調査)結果報告書を提出の場合には「詳細」、土壌調査等(搬出土壌調査)結果報告書を提出の場合には「搬出」

※2 法第14条の指定の申請書が提出されたことから、条例第82条の2に基づき条例の適用除外となるため削除。

CCl4: 四塩化炭素、1,2-DCE: 1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE: 1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE: シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP: 1,3-ジクロロプロペン、

DCM: ジクロロメタン、PCE: テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE: 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE: 1,1,2-トリクロロエタン、TCE: トリクロロエチレン、Bz: ベンゼン、

Cd: カドミウム、Cr<sup>6+</sup>: 六価クロム、CN: シアン、Hg: 水銀、Se: セレン、Pb: 鉛、As: 砒素、F: ふっ素、B: ほう素、

PCB: ポリ塩化ビフェニル、DXN: ダイオキシン類